

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 27 年 3 月 17 日 (火) 号外第 25 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例 (21) (警察本部警務課) 4
	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (22) (警察本部運転免許課) 6
	鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (23) (病院局総務課) 21

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

警察法施行令の一部が改正され、警察官の定員の基準が変更されることに伴い、警察官の定員について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 警察官の定員を1,226人（現行 1,226人。ただし、平成27年4月1日から1,221人）とする。
- (2) (1)に伴い階級ごとの警察官の定員について所要の改正を行う。
- (3) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇鳥取県警察手数料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 道路交通法の一部が改正され、自転車運転者講習を実施することに伴い、当該講習について新たに手数料を徴収する。
- (2) 道路交通法施行令の一部が改正され、運転免許に関する事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、これらの事務に係る手数料の額を見直す。
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

区 分	金 額
自転車運転者講習	1時間につき1,900円

- (2) 次のとおり手数料の額を改める。

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
運転免許試験	免許の種類等に応じ 1,500円～7,700円	免許の種類等に応じ 1,500円～7,400円
運転技能検査	免許の種類等に応じ 3,850円～6,950円	免許の種類等に応じ 3,650円～6,650円
運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査	使用する自動車に応じ 1,550円又は3,100円	使用する自動車に応じ 1,450円又は3,000円
運転免許証の再交付	1件につき3,600円	1件につき3,500円
技能検定員資格者証の交付	1件につき1,200円	1件につき1,100円
技能検定員に係る審査	免許の種類等に応じ 700円～23,500円	免許の種類等に応じ 700円～23,450円
教習指導員資格者証の交付	1件につき1,200円	1件につき1,100円
教習指導員に係る審査	免許の種類等に応じ 700円～15,000円	免許の種類等に応じ 700円～14,950円
運転技能の再試験	免許の種類等に応じ 1,000円～3,250円	免許の種類等に応じ 1,050円～3,300円
免許の取消し等を受けた者に対する講習	ア 1時間につき 700円～4,700円	ア 1時間につき 750円～4,650円
	イ 1件につき 600円～13,350円	イ 1件につき 500円～13,200円
基準該当初心運転者又は軽微違反行為者に対する	1件につき850円	1件につき900円

る通知		
-----	--	--

- (3) 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施に係る手数料について、所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成27年4月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。
 - ア (1)に関する事項 平成27年6月1日
 - イ (3)に関する事項 公布日

◇鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

医師、看護師、医療技術員等の増員を行い、診療機能の充実強化及び中央病院建て替えに向けた体制整備を図るため、職員の定数を改める。

2 条例の概要

- (1) 職員の定数を1,192人（現行 1,154人）に改める。
- (2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

条 例

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第21号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号アからウまでに規定する階級の警察官の人員がこれらの規定に規定する定員に満たない場合においては、その満たない人数を当該階級より下位の階級の警察官の定員に加えることができる。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,208人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア 略</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 警部 <u>128人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 警部補・巡査部長 <u>668人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>350人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 第2条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">第2条第1項第1号</td> <td style="width: 15%; text-align: center;"><u>1,208人</u></td> <td style="width: 70%; text-align: center;"><u>1,226人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号イ</td> <td style="text-align: center;"><u>128人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>129人</u></td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号ウ</td> <td style="text-align: center;"><u>668人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>679人</u></td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号エ</td> <td style="text-align: center;"><u>350人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>355人</u></td> </tr> </table>	第2条第1項第1号	<u>1,208人</u>	<u>1,226人</u>	略			第2条第1項第1号イ	<u>128人</u>	<u>129人</u>	第2条第1項第1号ウ	<u>668人</u>	<u>679人</u>	第2条第1項第1号エ	<u>350人</u>	<u>355人</u>	<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号アからウまでに規定する階級の警察官の人員がこれらの規定に規定する定員に満たない場合においては、その満たない人数を当該階級より下位の階級の警察官の定員に加えることができる。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,203人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア 略</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 警部 <u>127人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 警部補・巡査部長 <u>665人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>349人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 第2条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">第2条第1項第1号</td> <td style="width: 15%; text-align: center;"><u>1,203人</u></td> <td style="width: 70%; text-align: center;"><u>1,221人（平成27年3月31日までは、1,226人）</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号イ</td> <td style="text-align: center;"><u>127人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>128人（平成27年3月31日までは、129人）</u></td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号ウ</td> <td style="text-align: center;"><u>665人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>676人（平成27年3月31日までは、679人）</u></td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号エ</td> <td style="text-align: center;"><u>349人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>354人（平成27年3月31日までは、355人）</u></td> </tr> </table>	第2条第1項第1号	<u>1,203人</u>	<u>1,221人（平成27年3月31日までは、1,226人）</u>	略			第2条第1項第1号イ	<u>127人</u>	<u>128人（平成27年3月31日までは、129人）</u>	第2条第1項第1号ウ	<u>665人</u>	<u>676人（平成27年3月31日までは、679人）</u>	第2条第1項第1号エ	<u>349人</u>	<u>354人（平成27年3月31日までは、355人）</u>
第2条第1項第1号	<u>1,208人</u>	<u>1,226人</u>																													
略																															
第2条第1項第1号イ	<u>128人</u>	<u>129人</u>																													
第2条第1項第1号ウ	<u>668人</u>	<u>679人</u>																													
第2条第1項第1号エ	<u>350人</u>	<u>355人</u>																													
第2条第1項第1号	<u>1,203人</u>	<u>1,221人（平成27年3月31日までは、1,226人）</u>																													
略																															
第2条第1項第1号イ	<u>127人</u>	<u>128人（平成27年3月31日までは、129人）</u>																													
第2条第1項第1号ウ	<u>665人</u>	<u>676人（平成27年3月31日までは、679人）</u>																													
第2条第1項第1号エ	<u>349人</u>	<u>354人（平成27年3月31日までは、355人）</u>																													

略	略
---	---

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第22号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(23の2) 略</p> <p>(24) 銃砲刀剣類取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 現に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃若しくは空気銃を所持している者又は銃砲刀剣類取締法第5条の2第3項第2号若しくは第3号に掲げる者に対するもの 1件につき3,000円</p> <p>イ 略</p> <p>(25)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 (1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」とい</td> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">1件につき7,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 (1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」とい	1件につき7,400円	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(23の2) 略</p> <p>(24) 銃砲刀剣類取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 現に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃若しくは空気銃を所持している者又は銃砲刀剣類取締法第5条の2第3項第2号に掲げる者に対するもの 1件につき3,000円</p> <p>イ 略</p> <p>(25)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 (1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」とい</td> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">1件につき7,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 (1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」とい	1件につき7,700円
区分	金額								
1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 (1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」とい	1件につき7,400円								
区分	金額								
1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 (1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」とい	1件につき7,700円								

う。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。		う。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	
イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,400円</u>	イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,600円</u>
2 普通自動車免許に係る試験		2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,750円</u>	(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,800円</u>
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,850円</u>	(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,100円</u>	ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,050円</u>
イ 略	略	イ 略	略
3 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引 ^{けん} 免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引 ^{けん} 第2種免許に係る試験		3 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引 ^{けん} 免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引 ^{けん} 第2種免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略	(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	

ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,500円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,950円</u>
4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,850円</u>
(2) 略	略
5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 略	略
イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,550円</u>
6 仮運転免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,400円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,850円</u>

(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,600円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>3,050円</u>
4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>
(2) 略	略
5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 略	略
イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,600円</u>
6 仮運転免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,550円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>3,000円</u>

(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの
 - (ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき6,650円
 - (イ) (ア)以外のとき 1件につき3,650円
- イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの
 - (ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき4,750円
 - (イ) (ア)以外のとき 1件につき3,850円
- (35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき3,000円
 - イ ア以外の場合 1件につき1,450円
- (36) 略
- (37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,500円
 - イ 略
- (37の2)・(37の3) 略
- (38) 道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付 1件につき1,100円
- (39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき23,450円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>4,000円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除	<u>6,700円</u>

- ア 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの
 - (ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき6,950円
 - (イ) (ア)以外のとき 1件につき3,850円
- イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの
 - (ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき4,900円
 - (イ) (ア)以外のとき 1件につき4,050円
- (35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき3,100円
 - イ ア以外の場合 1件につき1,550円
- (36) 略
- (37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,600円
 - イ 略
- (37の2)・(37の3) 略
- (38) 道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付 1件につき1,200円
- (39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき23,500円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>4,150円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除	<u>7,000円</u>

く。)	
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>13,500円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	<u>2,450円</u>
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	<u>2,450円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>5,450円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,000円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>1,750円</u>

く。)	
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>14,100円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	<u>2,100円</u>
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	<u>2,100円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,550円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,250円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>1,850円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
14,500円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 略	略
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>2,100円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,450円</u>
4 道路交通法第108	<u>1,950円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき
14,500円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 略	略
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	<u>2,200円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,550円</u>
4 道路交通法第108	<u>2,100円</u>

条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>1,950円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,250円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,500円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,550円</u>

条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>2,100円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,550円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,250円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,450円</u>

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
19,650円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
19,650円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,600円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>6,100円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>10,550円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容とな	<u>1,950円</u>

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,750円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>6,400円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>11,050円</u>
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容とな	<u>1,850円</u>

っている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>1,950円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,250円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>1,950円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,100円</u>

っている事項の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（6の項に掲げる者を除く。）	<u>1,850円</u>
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,900円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>2,000円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>1,950円</u>

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき21,700円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき21,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,250円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>7,400円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>14,750円</u>
4 自動車の運転技能の評価方法に関する	<u>3,700円</u>

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,450円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>7,800円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>15,300円</u>
4 自動車の運転技能の評価方法に関する	<u>3,150円</u>

知識の審査を免除される者	
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	<u>2,550円</u>

知識の審査を免除される者	
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	<u>2,700円</u>

(40) 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付 1件につき1,100円

(40) 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付 1件につき1,200円

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき14,950円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき15,000円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,000円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,350円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>8,200円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,250円</u>
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容とな	<u>1,550円</u>

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,150円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,450円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>8,600円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,350円</u>
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容とな	<u>1,450円</u>

っている事項その他 自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,550円</u>
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,350円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,400円</u>

っている事項その他 自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,450円</u>
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,000円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,350円</u>

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき 9,400円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき 9,450円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 略	略
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,700円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,100円</u>
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
6 自動車教習所に関	<u>1,300円</u>

区分	金額
1 略	略
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,500円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>3,850円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,150円</u>
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,250円</u>
6 自動車教習所に関	<u>1,250円</u>

する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>2,700円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,200円</u>

する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>2,550円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,150円</u>

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
11,800円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
11,800円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,600円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,250円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>5,750円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,200円</u>
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,350円</u>
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除さ	<u>1,350円</u>

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,750円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,400円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>6,100円</u>
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,300円</u>
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,200円</u>
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除さ	<u>1,200円</u>

れる者（7の項に掲げる者を除く。）	
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>2,800円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,300円</u>

れる者（7の項に掲げる者を除く。）	
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>2,500円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	<u>1,150円</u>

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,750円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,250円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>2,050円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>9,450円</u>
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	<u>2,550円</u>

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,450円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>1,900円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>9,400円</u>
4 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	<u>2,700円</u>

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の

区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 普通自動車免許に係る再試験 (1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>2,850円</u>
(2) 略	略
2 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験 (1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,300円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,750円</u>
3 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき <u>1,050円</u>

(43)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	1時間につき <u>750円</u>
2 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1時間につき <u>2,350円</u>
3 道路交通法第108条の2第1項第3号	1時間につき <u>2,100円</u>

区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 普通自動車免許に係る再試験 (1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>2,800円</u>
(2) 略	略
2 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験 (1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,250円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,700円</u>
3 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき <u>1,000円</u>

(43)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	1時間につき <u>700円</u>
2 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1時間につき <u>2,450円</u>
3 道路交通法第108条の2第1項第3号	1時間につき <u>2,200円</u>

に掲げる講習		に掲げる講習	
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習		4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	
(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの	1時間につき <u>4,650円</u>	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの	1時間につき <u>4,700円</u>
(2) 略	略	(2) 略	略
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習		5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	
(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,100円</u>	(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,150円</u>
(2) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,000円</u>	(2) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,050円</u>
6 略	略	6 略	略
7 道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	1時間につき <u>3,100円</u>	7 道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	1時間につき <u>3,150円</u>
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,300円</u>	8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,250円</u>
9 略	略	9 略	略
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習		10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>2,050円</u>	(1) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>2,100円</u>
(2) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,700円</u>	(2) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,750円</u>
(3) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,550円</u>	(3) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>2,600円</u>
(4) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき <u>2,400円</u>	(4) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき <u>2,450円</u>
11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習		11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	
(1) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの	1件つき <u>500円</u>	(1) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対するもの	1件つき <u>600円</u>
(2) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の3に	1件につき <u>800円</u>	(2) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の3に	1件につき <u>950円</u>

<p>規定する一般運転者に対するもの (3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの ア 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの イ ア以外のもの</p>		<p>規定する一般運転者に対するもの (3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの ア 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの イ ア以外のもの</p>	
<p>12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)</p>		<p>12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)</p>	
<p>(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの</p>	<p>1件につき<u>5,600円</u></p>	<p>(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの</p>	<p>1件につき<u>5,800円</u></p>
<p>(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの 13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う</p>	<p>1件につき<u>2,250円</u></p>	<p>(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの 13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う</p>	<p>1件につき<u>2,350円</u></p>

ものに限る。)		ものに限る。)	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき <u>5,200円</u>	(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき <u>5,350円</u>
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき <u>2,250円</u>	(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき <u>2,350円</u>
14 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習		14 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	
(1) 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定めるもの	1件につき <u>9,050円</u>	(1) 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定めるもの	1件につき <u>9,200円</u>
(2) (1)以外のもの	1件につき <u>13,200円</u>	(2) (1)以外のもの	1件につき <u>13,350円</u>
15 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	1時間につき <u>1,900円</u>		
16 略	略	15 略	略
(46) 道路交通法第108条の3第1項又は第108条の3の2の規定に基づく基準該当初心運転者又は軽微違反行為者に対する通知 1件につき <u>900円</u>		(46) 道路交通法第108条の3第1項又は第108条の3の2の規定に基づく基準該当初心運転者又は軽微違反行為者に対する通知 1件につき <u>850円</u>	
(47)～(70) 略		(47)～(70) 略	
2 略		2 略	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第2条第1項第24号の改正規定 公布の日

(2) 第2条第1項第45号の表の改正規定（第15項を第16項とし、第14項の次に1項を加える部分に限る。）

平成27年6月1日

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第23号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,192</u> 人とする。 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,154</u> 人とする。 2 略

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。